

厚真町農業経営基盤強化促進基本構想の改正に係る新旧対照表

(令和8年8月20日)

改 正 後	現 行
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 厚真町農業の概況 厚真町は、道央圏に属し勇払原野の東部に位置する。東西に17.3km、南北に32.5kmのやや長斜形をなし、一部を太平洋に面した総面積404.56kmの町である。年平均気温は6.5℃程度で、降雨量及び降雪量とも少なく、道内では比較的恵まれた自然条件下にある。 本地域は、町を貫流する2級河川厚真川流域と周辺の丘陵地帯及び勇払原野の東端に続く平地に大別されており、全体の約71%が森林・原野、約15%が農用地、約14%がその他となっている。 本町は稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきた。現在の経営形態を大別すると、北部地区では水稻を基幹に畑作物と野菜の複合経営、北西部地区では酪農、肉用牛等の畜産経営が主に営まれており、中央部・南部及び南東部地区では水稻を基幹に畑作・野菜・花卉・肉用牛・特用林産物との複合経営、南部の太平洋沿岸部では少数ではあるが酪農の専業経営が営まれている。 2 厚真町農業の現状と課題 本町の1戸当たりの平均経営耕地面積は令和7年で19.7haで、令和2年の18.4ha(+5%)と比べて増加し、土地利用型農業主体の平均耕地面積として経営に適した面積となりつつあるも、その集積の要因でもある農業者の高齢化による離農が顕著になっており、令和2年の286戸と比べ、令和7年は240戸(-16.1%)と大きく減少している。令和7年時点での農業者の平均年齢が61.7才であることから、今後も離農者は増加し、農家戸数の大幅な減少が見込まれる。長期的に見ていくと、農用地の状態や場所などの条件による耕作放棄地の発生や、集積・集約の過多による受け手不足が懸念されることから、U・Iターン等による後継者、新規就農者等の性急な確保・育成が求められる。 <u>近年の不安定な世界情勢に起因する原材料価格の高騰や、水田活用直接支払金の見直しなどにより農業経営が大きな試練を迎える中、国の改正食料・農業・農村基本法が示す食料安全保障の確保や持続可能な農業への転換、および北海道の次期農業・農村振興計画の方向性を踏まえつつ、安定経営を目指すために高付加価値作物・優良品種への転換による質の確保、担い手の育成やICT化、</u>	第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 1 厚真町農業の概況 厚真町は、道央圏に属し勇払原野の東部に位置する。東西に17.3km、南北に32.5kmのやや長斜形をなし、一部を太平洋に面した総面積404.56kmの町である。年平均気温は6.5℃程度で、降雨量及び降雪量とも少なく、道内では比較的恵まれた自然条件下にある。 本地域は、町を貫流する2級河川厚真川流域と周辺の丘陵地帯及び勇払原野の東端に続く平地に大別されており、全体の約71%が森林・原野、約15%が農用地、約14%がその他となっている。 本町は稲作を中心として農業の基礎が築かれ、道内有数の良質米生産地として発展してきた。現在の経営形態を大別すると、北部地区では水稻を基幹に畑作物と野菜の複合経営、北西部地区では酪農、肉用牛等の畜産経営が主に営まれており、中央部・南部及び南東部地区では水稻を基幹に畑作・野菜・花卉・肉用牛・特用林産物との複合経営、南部の太平洋沿岸部では少数ではあるが酪農の専業経営が営まれている。 2 厚真町農業の現状と課題 本町の1戸当たりの平均経営耕地面積は令和2年で18.4haで、平成27年の13.8ha(+33%)と比べて増加し、土地利用型農業主体の平均耕地面積として経営に適した面積となりつつあるも、その集積の要因でもある農業者の高齢化による離農が顕著になっており、平成27年の352戸と比べ、令和2年は286戸(-19%)と大きく減少している。令和2年時点での農業者の平均年齢が64.1才であることから、今後も離農者は増加し、農家戸数の大幅な減少が見込まれる。長期的に見ていくと、農用地の状態や場所などの条件による耕作放棄地の発生や、集積・集約の過多による受け手不足が懸念されることから、U・Iターン等による後継者、新規就農者等の性急な確保・育成が求められる。 <u>平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響により、本町は未曾有の被害を受け、37名の尊い命、住まいや田畑などの財産、豊かな山の景色など多くのものを失い、現在は復旧・復興に取り組んでいる。加えて、令和2年早春より発生した新型コロナウイルス感染症による世界的拡大は、本町農畜産業においても影響を与えている。</u>

農作業の受委託などによる経営効率化、加工販売体制の充実等を図りつつ、6次化などに取り組み、環境負荷低減と生産性の両立を視野に入れた持続的な生産体制を確立し、今後の農業経済の動向を見据え、その時々の経済環境に対応できる強固な経営基盤の確立が大きな課題となる。

これらの課題に対応するため、本町が令和3年度に策定した「第8次厚真町農業振興計画（令和4年度～令和8年度）」やこれに引き続き策定予定の「第9次厚真町農業振興計画（令和10年度～令和14年度）」に基づき、農業の健全な発展と豊かで住みよい農村の確立に向け各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、時代に即した農業構造の確立を目指すことが急務である。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組 方向

(1) 基本的な考え方

本町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力 とやりがいのあるものとするため、本町 の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従事者並みの年間労働時の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

世界的自由貿易体制の確立が推進され、令和2年1月1日に日米貿易交渉、令和2年2月1日には日EU・EPAの発効とTPP協定等の動向を受け、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化、多面的機能の維持・発揮が急速に求められてきている中、本町では輸入拡大に備え安定経営を目指すために高付加価値作物・優良品種への転換による質の確保、輸出の拡大を核に、担い手の育成やICT化、農作業の受委託などによる経営効率化、加工販売体制の充実等を図りつつ、今後の農業経済の動向を見据え、6次化や輸出などに取り組み、その時々の経済環境に対応できる強固な経営基盤の確立が大きな課題となる。

これらの課題に対応するため、本町が平成27年度に策定した「第7次厚真町農業振興計画（平成28～32年度）」やこれに引き続き策定予定の「第8次厚真町農業振興計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、農業の健全な発展と豊かで住みよい農村の確立に向け各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、時代に即した農業構造の確立を目指すことが急務である。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

本町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力のあるものとするため、本町 又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1経営体当たり（主たる従事者及び補助従事者）おおむね <u>460</u> 万円	目標年間農業所得	1経営体当たり（主たる従事者及び補助従事者）おおむね <u>440</u> 万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間	目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間
※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を<u>担う者であり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと。</u> （3）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間 自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。 ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。 （4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保 ア 認定農業者制度の活用 効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。 また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化や<u>スマート農業技術の導入</u>推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。 イ 農業経営の法人化の推進 農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、		※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を<u>担い、中心となって当該農業経営に従事する者</u> （3）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間 自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。 ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。 （4）効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保 ア 認定農業者制度の活用 効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。 また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化や<u>ICT*等の省力化技術の導入等の</u>推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。 <u>※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略</u> イ 農業経営の法人化の推進 農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、	

農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和 17 年度（2035 年度）における農業法人数を 5,600 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和 17 年度における農業法人数の目標数を 28 経営体(令和 8 年 3 月現在：25 経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個人経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合いを重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、学生と農業者との交流や若者の視点に立った U ターン就農対策などの新規就農への関心を高める取組や農業担い手育成センターによる就農に向けた情報提供・相談活動、親子間や第三者への円滑な経営継承に向けた取組などを推進する。

また、営農に必要な資金の確保や技術の習得のほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となって新規就農者をサポートする取組を推進する。

オ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指

農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和 12 年度（2030 年度）における農業法人数を 5,500 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和 12 年度における農業法人数の目標数を 25 経営体(令和 2 年 12 月現在：19 経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

地域によっては農業後継者不足が顕著になり、今後地域としての農地の維持が困難となることから、地域単位での集落営農の組織化及び集落営農の法人化を推進し、地域維持のための新規参入者の受け皿となれる体制を確立するため、集落営農組織化及び法人化のメリット等を啓発する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

(新設)

導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保が期待できることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

カ 労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

キ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進に向けて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに女性農業者のネットワーク活動の強化や男女を問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を発揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができ環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまで人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図な

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画※」の策定及び実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※地域計画は、これまで人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図な

どを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減など地域で経営体を支える営農支援組織の育成・強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化や、オペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

(8) 農業経営形態別の取組

ア 稲作を主体とする農業経営

近年、米の需要低下等による需給バランスの乱れが米価に大きく影響し、稲作を主とする経営体の農業所得は不安定な状況にある。農業所得向上のためには、需要に応じた米の計画的な生産と複合経営の定着とともに、米の積極的な生産コストの削減や、高品質米生産などによる販売促進活動が必須となる。

生産コスト削減に当たっては、土壌分析を活用した適切な施肥設計による肥料の低減、各種作業の共同化だけではなく、直播、高密度播種栽培などの取組を推進する。

また、普及センターの指導による適期の育苗・移植による米の低タンパク化や特別栽培などの高付加価値化を推進する。平成30年からの「生産の目安」に則し、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりを推進する。

イ 畑作を主体とする農業経営

道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」の実現に向け、地域の営農条件を考慮した輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズの的確な把握のもと、需要の動向に即した計画的・安定的な生産を促進する。

どを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

(8) 農業経営形態別の取組

ア 稲作を主体とする農業経営

近年、米の需要低下等により米価は過去最低水準となり、稲作を主とする経営体の農業所得低迷が続いている。農業所得向上のためには、需要に応じた米の計画的な生産と複合経営の定着とともに、米の積極的な生産コストの削減や、高品質米生産などによる販売促進活動が必須となる。

生産コスト削減に当たっては、土壌分析を活用した適切な施肥設計による肥料の低減、各種作業の共同化だけではなく、直播、高密度播種栽培などの取組を推進する。

また、普及センターの指導による適期の育苗・移植による米の低タンパク化や特別栽培などの高付加価値化を推進する。平成30年からの「生産の目安」に則し、主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりを推進する。

イ 畑作を主体とする農業経営

道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」の実現に向け、地域の営農条件を考慮した輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズの的確な把握のもと、需要の動向に即した計画的・安定的な生産を促進する。

また、優れた品種の導入・普及や優良種苗の確保、休閑緑肥の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、穀類乾燥調製貯蔵施設の活用による乾燥調製・選別の適正化を図るとともに、排水対策等の生産基盤の整備を推進することにより、高品質で安定的な畑作物の生産・供給を進め、地域ぐるみの作付ほ場の団地化による土地利用の合理化や、単位当たり収量・品質の向上により、転作作物の生産性向上を図る。

さらに、農作業の共同化や先進技術を活用した省力化・低コスト化に向けた取組、農作業受託組織の育成など、集落単位の経営支援システムの形成を促進するとともに、穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷施設など生産流通に関する拠点施設の活用を推進する。

ウ 野菜を主体とする農業経営

本町は、年間を通し最高気温が高くなりやすく、ほうれんそうやブロッコリー、芋等の暑さに弱い野菜の生産に適していることから、当該作物と水稻や畑作の複合経営を推進するほか、野菜を主体とした経営の増加を図るなど、野菜の作付拡大を図り、生産額の向上を目指す。

生産においては、年に可能な限りの回数の作付を行い、より多くの野菜を生産、出荷することで、農業所得向上に繋げる。

また、土壌診断による適正な施肥、温度障害及び連作障害への対策を講じることによる、品質の向上と安定出荷を促進するとともに、野菜産地としての地位の確立を目指す。

エ 酪農・畜産を主体とする農業経営

「厚真町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、土・草・家畜が調和し、人と家畜と環境にやさしいゆとりある酪農・畜産経営を育成する。

酪農については、酪農家戸数の減少による地域集落の活力低下が懸念される中で、生乳生産地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパー等の経営支援組織の強化等に取り組むとともに優れた担い手の育成・確保を推進する。

また、繁殖・育成管理技術の向上、疾病予防の徹底を図るとともに、乳牛検定成績に基づく適正な飼料給与設計など、飼養管理の改善を促進する。

肉用牛については、豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による

また、優れた品種の導入・普及や優良種苗の確保、休閑緑肥の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、穀類乾燥調製貯蔵施設の活用による乾燥調製・選別の適正化を図るとともに、排水対策等の生産基盤の整備を推進することにより、高品質で安定的な畑作物の生産・供給を進め、地域ぐるみの作付ほ場の団地化による土地利用の合理化や、単位当たり収量・品質の向上により、転作作物の生産性向上を図る。

さらに、農作業の共同化や先進技術を活用した省力化・低コスト化に向けた取組、農作業受託組織の育成など、集落単位の経営支援システムの形成を促進するとともに、穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷施設など生産流通に関する拠点施設の活用を推進する。

ウ 野菜を主体とする農業経営

本町は、年間を通し最高気温が高くなりやすく、ほうれんそうやブロッコリー、芋等の暑さに弱い野菜の生産に適していることから、当該作物と水稻や畑作の複合経営を推進するほか、野菜を主体とした経営の増加を図るなど、野菜の作付拡大を図り、生産額の向上を目指す。

生産においては、年に可能な限りの回数の作付を行い、より多くの野菜を生産、出荷することで、農業所得向上に繋げる。

また、土壌診断による適正な施肥、温度障害及び連作障害への対策を講じることによる、品質の向上と安定出荷を促進するとともに、野菜産地としての地位の確立を目指す。

エ 酪農・畜産を主体とする農業経営

「厚真町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、土・草・家畜が調和し、人と家畜と環境にやさしいゆとりある酪農・畜産経営を育成する。

酪農については、酪農家戸数の減少による地域集落の活力低下が懸念される中で、生乳生産地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパー等の経営支援組織の強化等に取り組むとともに優れた担い手の育成・確保を推進する。

また、繁殖・育成管理技術の向上、疾病予防の徹底を図るとともに、乳牛検定成績に基づく適正な飼料給与設計など、飼養管理の改善を促進する。

肉用牛については、豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による地域的な取組体制を整備し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増

地域的な取組体制を整備し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増大や地域ブランドの確立とともに優良基幹種雄牛や受精卵移植技術などをもとに、遺伝子情報評価に基づく繁殖成績を活用した適期更新を進め、殖雌牛群全体のレベルアップを図る。

その他、軽種馬経営や養豚経営等の畜産経営においても、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて、作付地の団地化、意欲や能力のある担い手への農用地の利用集積、町営牧場の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機物資源としての有効利用を促進する。

これら酪農、肉用牛、畜産の体質強化を図り、意欲ある担い手の育成、農業経営の法人化を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和3年度から令和7年度の5年間の農家後継を含む新規就農者は28名であり、令和3年以前と同等水準の担い手が就農しているが、主要作物である土地利用型作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間480人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては5年間で15人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3経営体増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値

大や地域ブランドの確立とともに優良基幹種雄牛や受精卵移植技術などをもとに、遺伝子情報評価に基づく繁殖成績を活用した適期更新を進め、繁殖雌牛群全体のレベルアップを図る。

その他、軽種馬経営や養豚経営等の畜産経営においても、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて、作付地の団地化、意欲や能力のある担い手への農用地の利用集積、町営牧場の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機物資源としての有効利用を促進する。

これら酪農、肉用牛、畜産の体質強化を図り、意欲ある担い手の育成、農業経営の法人化を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の平成27年度から令和2年度の5年間の農家後継を含む新規就農者は28名であり、平成27年以前と比べると、若干微増となっているが、主要作物である土地利用型作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては5年間で15人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で3経営体増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値

目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たりの年間農業所得 460万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、1経営体当たりの年間農業所得 230万円程度を目標とする。

目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（1経営体当たりの年間農業所得 440万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、1経営体当たりの年間農業所得 220万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

第1の3の(2)に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で現に成立している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲 専業	〈作付面積等〉 ・水 稲 20.0ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・ " (50ps) 1台 ・田植機 (8条) 1台 ・自脱コンバイン (5条) 1台 ・防除ビークル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 2式 ・稲わら収集機 共同 ・農用トラック (2t) 1台 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し、環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>470</u> 万円

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

第1の3の(2)に示した目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で現に成立している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稲 専業	〈作付面積等〉 ・水 稲 20.0ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター (70ps) 1台 ・ " (50ps) 1台 ・田植機 (8条) 1台 ・自脱コンバイン (5条) 1台 ・防除ビークル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 2式 ・稲わら収集機 共同 ・農用トラック (2t) 1台 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し、環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ④ドローンによる防除を作業委託ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>480</u> 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 水稲・畑作複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 7.5ha ・小 麦 2.5ha ・大 豆 2.5ha ・小 豆 2.5ha ・てん菜（移植）2.5ha ・緑肥（キカラシ）2.5ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（65ps） 共同 ・ "（50ps） 1台 ・田植機（6条） 共同 ・自脱コンバイン（4条） 共同 ・防除ビーグル機 共同 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（5ha規模） 2式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレーヤー 共同 ・マニユアスプレッター 共同 ・グレンドリル（14条） 共同 ・総合は種機（4条） 共同 ・ビーンカッター（2条） 共同 ・ビーンハーベスター（自走） 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 1台 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>460</u> 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 水稲・畑作複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 7.5ha ・小 麦 2.5ha ・大 豆 2.5ha ・小 豆 2.5ha ・てん菜（移植）2.5ha ・緑肥（キカラシ）2.5ha 経営面積計 20.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（65ps） 共同 ・ "（50ps） 1台 ・田植機（6条） 共同 ・自脱コンバイン（4条） 共同 ・防除ビーグル機 共同 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（5ha規模） 2式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレーヤー 共同 ・マニユアスプレッター 共同 ・グレンドリル（14条） 共同 ・総合は種機（4条） 共同 ・ビーンカッター（2条） 共同 ・ビーンハーベスター（自走） 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 1台 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>440</u> 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 水 稲 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・ 水 稲 10.8ha ・ ブロッコリー 0.5ha ・ かぼちゃ 0.5ha ・ ほうれんそう 0.2ha 経営面積計 12.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・栽培ハウス（ほうれんそう用） 4棟 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 460 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
3 水 稲 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・ 水 稲 10.8ha ・ ブロッコリー 0.5ha ・ かぼちゃ 0.5ha ・ ほうれんそう 0.2ha 経営面積計 12.0ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・栽培ハウス（ほうれんそう用） 4棟 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 450 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4 水稲・花き複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 13.0ha ・トルコキョウ 0.35ha ・カーネーション 0.35ha ・輪ギク 0.3ha 経営面積計 14.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（60ps） 共同 ・ "（40ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・栽培ハウス（花き用） 10棟 ・ハウス暖房機（花き用） 一式 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>450</u> 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
4 水稲・花き複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 13.0ha ・トルコキョウ 0.35ha ・カーネーション 0.35ha ・輪ギク 0.3ha 経営面積計 14.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（60ps） 共同 ・ "（40ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・栽培ハウス（花き用） 10棟 ・ハウス暖房機（花き用） 一式 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>440</u> 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 水 稲 ・ 畑 作 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.0ha ・大 豆 3.0ha ・小 麦 3.0ha ・かぼちゃ（露地） 1.0ha ・ブロッコリー 1.0ha 経営面積計 18.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・汎用コンバイン（2.6m） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・総合は種機（4条） 1台 ・グレンドリル（14条） 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト 機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導 入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を 図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調 和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計 画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定 期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作 業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者 の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 460 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
5 水 稲 ・ 畑 作 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.0ha ・大 豆 3.0ha ・小 麦 3.0ha ・かぼちゃ（露地） 1.0ha ・ブロッコリー 1.0ha 経営面積計 18.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・汎用コンバイン（2.6m） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・総合は種機（4条） 1台 ・グレンドリル（14条） 1台 ・籾乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・農用軽トラック 1台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト 機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導 入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を 図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調 和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除 ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計 画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定 期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作 業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者 の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 440 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 水稲・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 20.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター（70ps） 1台 ・"（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・刍乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・農用トラック（2t） 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎（250㎡） 1棟 ・堆肥舎（113㎡） 1基 ・乾草舎（68㎡） 1棟 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>490</u> 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
6 水稲・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 10.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 20.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター（70ps） 1台 ・"（50ps） 1台 ・田植機（6条） 1台 ・自脱コンバイン（4条） 1台 ・防除ビーグル機 1台 ・刍乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス（10ha規模） 1式 ・農用トラック（2t） 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎（250㎡） 1棟 ・堆肥舎（113㎡） 1基 ・乾草舎（68㎡） 1棟 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>460</u> 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 畑作 ・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・小 麦 3.0ha ・大 豆 3.0ha ・小 豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・緑 肥（キカラシ） 3.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 25.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター（70ps） 1台 ・"（50ps） 1台 ・スプレーヤー 共同 ・グレンドリル（14条） 共同 ・総合は種機（4条） 共同 ・ビーンカッター（2条） 共同 ・ビーンハーベスター（自走） 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎（250㎡） 5棟 ・堆肥舎（113㎡） 1基 ・乾草舎（68㎡） 1棟 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術の導入による施肥量の削減 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 470 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
7 畑作 ・肉牛複合	〈作付面積等〉 ・小 麦 3.0ha ・大 豆 3.0ha ・小 豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・緑 肥（キカラシ） 3.0ha ・牧草地 10.0ha 経営面積計 25.0ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 20頭	〈機械施設装備〉 ・トラクター（70ps） 1台 ・"（50ps） 1台 ・スプレーヤー 共同 ・グレンドリル（14条） 共同 ・総合は種機（4条） 共同 ・ビーンカッター（2条） 共同 ・ビーンハーベスター（自走） 共同 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック（2t） 1台 ・マニユアスプレッター 1台 ・ロールベアラー 1台 ・テッター 1台 ・レーキ 1台 ・牛舎（250㎡） 5棟 ・堆肥舎（113㎡） 1基 ・乾草舎（68㎡） 1棟 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システムによる省力化 ・可変施肥技術の導入による施肥量の削減 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 490 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
8 酪農 専業	〈作付面積等〉 ・牧草 25.0ha ・飼料用とうもろこし 7.0ha 経営面積計 32.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 40頭	〈機械施設設備〉 ・トラクター (90ps) 1台 ・ " (60ps) 1台 ・テッターレーキ (6m) 1台 ・マニユアスプレッター (5.8t) 1台 ・ブロードキャスター (1100ℓ) 1台 ・ロールベアラー 1台 ・プランター (4畦) 1台 ・フォレージハーベスター 1台 ・牛舎 (334㎡) 1棟 ・牛乳処理室 (29㎡) 1棟 ・堆肥舎 (100㎡) 1棟 ・バンカーサイロ (131㎡) 1基 ・乾草舎 (105㎡) 1棟 ・バドック (530㎡) 1基 ・バンクリーナー 一式 ・バルククーラー 一式 ・パイプラインミルカー 一式 ・オートフィーダー 一式 〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機、えさ寄せロボットによる省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除など	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 480 万円

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
8 酪農 専業	〈作付面積等〉 ・牧草 25.0ha ・飼料用とうもろこし 7.0ha 経営面積計 32.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 40頭	〈機械施設設備〉 ・トラクター (90ps) 1台 ・ " (60ps) 1台 ・テッターレーキ (6m) 1台 ・マニユアスプレッター (5.8t) 1台 ・ブロードキャスター (1100ℓ) 1台 ・ロールベアラー 1台 ・プランター (4畦) 1台 ・フォレージハーベスター 1台 ・牛舎 (334㎡) 1棟 ・牛乳処理室 (29㎡) 1棟 ・堆肥舎 (100㎡) 1棟 ・バンカーサイロ (131㎡) 1基 ・乾草舎 (105㎡) 1棟 ・バドック (530㎡) 1基 ・バンクリーナー 一式 ・バルククーラー 一式 ・パイプラインミルカー 一式 ・オートフィーダー 一式 〈スマート農業技術〉 ・自動給餌機、えさ寄せロボットによる省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除など	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり 450 万円

〔組織経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 水稲・畑作複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 28.0ha ・小 麦 7.0ha ・大 豆 3.5ha ・小 豆 3.5ha ・てん菜 7.0ha ・馬鈴薯 7.0ha 経営面積計 56.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター (80ps) 1 台 ・ " (50ps) 1 台 ・田植機 (8条) 1 台 ・自脱コンバイン (6条) 2 台 ・防除ビーグル機 2 台 ・粉乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 3 式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレヤー (650ℓ) 1 台 ・グレンドリル (14条) 1 台 ・総合は種機 (4条) 1 台 ・ピーンカッター (2条) 1 台 ・ピーンハーベスター (自走) 1 台 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック (2t) 2 台 ・ポテトプランター (2畦) 2 台 ・ポテトディガー (1.4m) 2 台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 3 人 ・補助従事者 3 人 〈農業所得〉 ・一経営体当たり 1,770万円	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 3 人 ・補助従事者 3 人 〈農業所得〉 ・一経営体当たり 1,770万円

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね460万円（368万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補

〔組織経営体〕

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
9 水稲・畑作複合	〈作付面積等〉 ・水 稲 28.0ha ・小 麦 7.0ha ・大 豆 3.5ha ・小 豆 3.5ha ・てん菜 7.0ha ・馬鈴薯 7.0ha 経営面積計 56.0ha	〈機械施設設備〉 ・トラクター (80ps) 1 台 ・ " (50ps) 1 台 ・田植機 (8条) 1 台 ・自脱コンバイン (6条) 2 台 ・防除ビーグル機 2 台 ・粉乾燥調製施設 一式 ・育苗ハウス (10ha規模) 3 式 ・稲わら収集機 共同 ・スプレヤー (650ℓ) 1 台 ・グレンドリル (14条) 1 台 ・総合は種機 (4条) 1 台 ・ピーンカッター (2条) 1 台 ・ピーンハーベスター (自走) 1 台 ・ビート移植機 機械銀行委託 ・ビートハーベスター 機械銀行委託 ・農用トラック (2t) 2 台 ・ポテトプランター (2畦) 2 台 ・ポテトディガー (1.4m) 2 台 〈スマート農業技術〉 ・自動操舵システム、直線アシスト機能付き田植え機による省力化 ・自動換気、かん水、加温装置の導入による省力化 〈その他〉 ①過大投資を避け、コストの低減を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか ④ドローンによる防除を作業委託	・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 3 人 ・補助従事者 3 人 〈農業所得〉 ・一経営体当たり 830万円

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね440万円（352万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び経常補

助金を計上するものとして算出した。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

第1の3の(3)に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者であって、本町で想定される営農類型を踏まえつつ指標を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水 稲 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 4.00ha ・かぼちゃ 0.40ha ・ブロッコリー 0.15ha ・ほうれんそう 0.10ha 経営面積計 4.65ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (50ps) 共同 ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条) 共同 ・自脱コンバイン (4条) 共同 ・防除ビートル機 共同 ・籾乾燥調製施設 共同 ・育苗ハウス (5ha規模) 一式 ・栽培ハウス (ほうれんそう用) 2棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、水稲と露地・施設野菜とを組み合わせた複合経営により所得の確保を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>230</u> 万円

助金を計上するものとして算出した。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

第1の3の(3)に示した青年等が目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者であって、本町で想定される営農類型を踏まえつつ指標を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水 稲 ・ 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・水 稲 4.00ha ・かぼちゃ 0.40ha ・ブロッコリー 0.15ha ・ほうれんそう 0.10ha 経営面積計 4.65ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター (50ps) 共同 ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条) 共同 ・自脱コンバイン (4条) 共同 ・防除ビートル機 共同 ・籾乾燥調製施設 共同 ・育苗ハウス (5ha規模) 一式 ・栽培ハウス (ほうれんそう用) 2棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、水稲と露地・施設野菜とを組み合わせた複合経営により所得の確保を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>220</u> 万円

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 野菜 専業	〈作付面積等〉 ・ほうれんそう 0.30ha ・ハスカップ 0.10ha ・イチゴ 0.06ha 経営面積計 0.46ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（30ps） 1台 ・栽培ハウス（ほうれんそう用） 5棟 ・栽培ハウス（いちご用） 3棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、野菜に特化し所得の確保を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>230</u> 万円

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね230万円（184万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び經常補助金を計上するものとして算出した。

注3) 営農類型「2 野菜専業」は、「第2に示した営農類型（本町で現に成立している優良事例を踏まえた主要な営農類型）」にはないが、本町での今後の新規就農に当たり想定される類型として示した。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の基幹作物である水稻を主として、小麦・大豆・小豆・てん菜・馬鈴薯などの畑作物、乳牛・和牛などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、胆振

営農 類型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
2 野菜 専業	〈作付面積等〉 ・ほうれんそう 0.30ha ・ハスカップ 0.10ha ・イチゴ 0.06ha 経営面積計 0.46ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター（30ps） 1台 ・栽培ハウス（ほうれんそう用） 5棟 ・栽培ハウス（いちご用） 3棟 ・農用軽トラック 1台 〈その他〉 ①過大投資を避け、野菜に特化し所得の確保を図る。 ②栽培技術の向上を図る。 ③農業環境規範を遵守し環境と調和した農業生産活動を励行する。 ・緑肥・堆肥による土づくり ・土壌分析診断による施肥の合理化 ・予察等に基づく病害虫の適正防除ほか	・複式簿記の記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・青色申告の実施	・家族経営協定等による定期的な休日の確保 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体当たり <u>220</u> 万円

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間（目標年間労働時間）1,700～2,000時間」を達成しつつ、1経営体（主たる従事者及び補助従事者）が「年間農業所得（目標年間農業所得）おおむね220万円（176万円）以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査（北海道農林水産統計年報）に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に農業経営に起因する補てん金・助成金及び經常補助金を計上するものとして算出した。

注3) 営農類型「2 野菜専業」は、「第2に示した営農類型（本町で現に成立している優良事例を踏まえた主要な営農類型）」にはないが、本町での今後の新規就農に当たり想定される類型として示した。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の基幹作物である水稻を主として、小麦・大豆・小豆・てん菜・馬鈴薯などの畑作物、乳牛・和牛などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、胆振

農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、厚真町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、胆振農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、厚真町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して厚真町農業担い手育成センターを設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営発展支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込

農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、厚真町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、胆振農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、厚真町が主体となって、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して厚真町農業担い手育成センターを設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営発展支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込

まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

本町が主体となって北海道立農業大学校や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。また、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、厚真町新農業者育成協議会と新規就農者等との交流の機会を設け、新規就農者等が地域の農業者からアドバイスを受けやすい環境を醸成する。

前述の指導に限らず、とまこまい広域農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、胆振農業改良普及センターや農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等の就農に当たり、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や、道及び本町の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

本町が行う就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）と連携し、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合、厚真町

まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

本町が主体となって北海道立農業大学校や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。また、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、厚真町新農業者育成協議会と新規就農者等との交流の機会を設け、新規就農者等が地域の農業者からアドバイスを受けやすい環境を醸成する。

前述の指導に限らず、とまこまい広域農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、胆振農業改良普及センターや農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ、農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、きめ細やかな支援を実施する。

青年等の就農に当たり、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や、道及び本町の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

本町が行う就農に向けた情報提供及び就農相談については公益財団法人北海道農業公社（北海道農業担い手育成センター）と連携し、技術や経営ノウハウの習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合、厚真町

新農業者育成協議会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織と役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、厚真町農業担い手育成センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、厚真町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合などと連携しながら、就農相談会に参加し、就農希望者に対し、厚真町担い手研修農場を始め町内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、新規就農者等の支援組織である厚真町新農業者育成協議会や町内の農業法人、先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう本町関係部署や教育委員会等と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを推進することで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

者育成協議会や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織と役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、厚真町農業担い手育成センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、厚真町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

公益財団法人北海道農業公社や胆振農業改良普及センター、とまこまい広域農業協同組合などと連携しながら、就農相談会に参加し、就農希望者に対し、厚真町担い手研修農場を始め町内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、新規就農者等の支援組織である厚真町新農業者育成協議会や町内の農業法人、先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受入れを行う。

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう本町関係部署や教育委員会等と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを推進することで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託面積を含む。）の集積に関する目標を、概ね次のとおりとするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の本町農用地面積の 9.3 %程度

（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標」は、おおむね 10 年後(R 17)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項（略）

第7 その他 （略）

附 則

1 この基本構想は、平成24年3月28日から施行する。

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託面積を含む。）の集積に関する目標を、概ね次のとおりとするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

将来の本町農用地面積の 9.2 %程度

（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標」は、おおむね 10 年後(R 12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項（略）

第7 その他 （略）

附 則

1 この基本構想は、平成24年3月28日から施行する。

2 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。 3 この基本構想は、平成29年2月 3日から施行する。 4 この基本構想は、令和4年3月23日から施行する。 5 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。 <u>6 この基本構想は、令和8年 月 日から施行する。</u>	2 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。 3 この基本構想は、平成29年2月 3日から施行する。 4 この基本構想は、令和4年3月23日から施行する。 5 この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。 <u>(新設)</u>
別紙1 (第5の1の(1)の⑥関係) 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。) (2) 農地法政令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。) (3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る) (4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る) ○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 (ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) …第5の1の(1)の(ア)の(イ)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項	別紙1 (第5の1の(1)の⑥関係) 1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。) (2) 農地法政令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。) (3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る) (4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る) ○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 (ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) …第5の1の(1)の(ア)の(イ)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項

(イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること (ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。 …その土地を効率的に利用することができるものと認められること 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。) (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。) (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。) (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。) ○対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその	(イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること (ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。 …その土地を効率的に利用することができるものと認められること 2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。) (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。) (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。) (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。) ○対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 (ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地 …その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること (イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその
---	---

農業用施設の用に供される土地を含む。） …その土地を効率的に利用することができると認められること 3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 (1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。） (2) 農業近代化資金融通法政令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。） ○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 (ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。) …その土地を効率的に利用することができると認められること 別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係) I ～ IV (略)	農業用施設の用に供される土地を含む。） …その土地を効率的に利用することができると認められること 3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。 (1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。） (2) 農業近代化資金融通法政令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。） ○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。 (ア) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。) …その土地を効率的に利用することができると認められること 別紙 2 (第 5 の 1 の (2) 関係) I ～ IV (略)
--	--